

●福祉運賃割引

【身体障害者、知的障害者、精神障害者割引】

種 別		条 件	普通乗車券	回数券	定期券
身体障害者	第1種	本人のみ	5割引	5割引	5割引
		介護者付	ともに 5割引	ともに 5割引	ともに 5割引
	第2種	本人のみ	5割引	5割引	5割引
		介護者付	— (*注)	— (*注)	— (*注)
知的障害者	第1種	本人のみ	5割引	5割引	5割引
		介護者付	ともに 5割引	ともに 5割引	ともに 5割引
	第2種	本人のみ	5割引	5割引	5割引
		介護者付	— (*注)	— (*注)	— (*注)
精神障害者	第1級	本人のみ	5割引	5割引	5割引
		介護者付	ともに 5割引	ともに 5割引	ともに 5割引
	第2級	本人のみ	5割引	5割引	5割引
		介護者付	— (*注)	— (*注)	— (*注)

* 普通乗車券は小人の乗車券を購入し代えても可能です。ただし手帳（障害者、療育手帳）を確認させていただきますので携帯の上、提示できるようお願いします。

* 第2種の身体、知的障害者と第2級、第3級の精神障害者については障害者本人が12歳未満で定期乗車券を使用する場合のみ割引の対象となります。この場合介護者に発売の定期乗車券については通勤定期乗車券に限ります。

【難病患者運賃割引】

* 国が定める「指定難病」に罹患している方ご本人に限り普通乗車券、回数券、定期券が運賃割引（5割引）になります。

（「指定難病特定医療費受給者証」もしくは「不認定通知（医療費の申請認定のない軽症者）」をお持ちの方本人のみ対象になります。）

* 普通乗車券は小人の乗車券を購入し代えても可能です。ただし前述の証明書を携帯し、確認の際提示できるをお願いします。

【備考】

- ・ 10円未満の端数額は10円単位に切り上げます。
- ・ 企画乗車券は適用外となります。（1日フリーきっぷ等）
- ・ 小人で定期券の場合については、小人定期券と同額です。

【被救護者運賃割引】

- * 指定した施設から救護または保護を受ける方で救護施設の発行する「被救護者割引証」を提出した場合普通乗車券が運賃割引（5割引き）になります。